

令和 6 年度 草津市高穂地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人聖優会】

基本方針	・高齢者が身近な地域の中で、その人らしい、笑顔が多くなるような生活を長く続けていけるよう支援する為に、地域の各関係機関（医療、介護、福祉機関、地域住民組織等）との連携に努め、要援護高齢者の把握、支援が行えるネットワークづくりを行います。 ・センター内の三職種が職種の特性を生かし、相互に連携、協働しながら、情報を共有、支援方法を検討し、チームアプローチにより支援を行います。
今年度の目標	【1】高穂地域包括支援センターが、高齢者の総合相談窓口として地域に周知されるよう普及活動に努め、相談が入りやすいネットワークの構築を目指します。 【2】認知症を自分事として考えるきっかけとなる事を目的に、地域の多世代への認知症の啓発活動を行っていきます。地域の認知症見守り活動に参加し、その気づきを専門職へ啓発を行います。（草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事業、安心声かけ訓練、）・認知症により何らかの支援が必要な状況となっても、安心して暮らし続けられることが出来ることに加えて、尊厳を保つ事を意識し、本人が望む暮らしに近づこう、支援に活かしていきます。 【3】地域ケア個別会議を開催し、地域課題の積み重ね、整理を行います。・多職種協働、他機関連携を意識し、支援に活かします。 【4】高齢者に関わる組織、団体の情報の収集、把握を行います。 【5】BCP(事業継続計画)をセンター内にて共有、更新します。
重点的な取組事項	①各関係機関への周知活動を通して、顔の見える関係を作り、地域に根ざした相談窓口になるよう努めます。 ②認知症を自分事として考えるきっかけから、見守りのある地域になるように、地域活動を専門職へ啓発を行い、地域と専門職とのつながりのきっかけが出来るよう努めます。 ③家族支援(介護離職予防、重度介護)が必要となる相談が増えてきている為、制度、施策を学ぶ機会を持ち、個別支援に活かせるようにします。 ④フレイル予防が行えるよう高齢者に関わる組織の活動状況を把握し、地域住民、ケアマネジャーへ情報提供を行います。 ⑤BCP(事業継続計画)を職員全員で共有する時間を持ち、学区毎のハザードマップ、防災マップを再度確認します。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・朝ミーティング表を活用し、毎朝の朝礼にて、個別ケースを三職種で情報共有、課題整理、緊急性の確認、支援方針の協議を円滑に行う。また、月1回の圏域ミーティングにて市の定める終結基準をもとに個別ケースの対応を評価する。 ・民生委員児童委員協議会との交流会を継続開催し、連携強化、地域課題の共有に取り組む。交流会後のアンケート結果をもとに、ニーズを確認し、必要な取り組みを検討する。 ・複雑化、複合化した課題のあるケースの対応について、センター内で学びの機会を持ち、必要に応じて長寿いきがい課や人とくらしのサポートセンターへの相談を行う。各制度や事業、関係機関を知り、広くケース支援の検討ができるよう連携強化に努める。
(2)権利擁護業務	・高齢者虐待が疑われるケースの相談があった際には、早急に三職種での検討の場を持ち、通報が必要と判断した際には迅速に長寿いきがい課への連絡を行う。また、対応や支援は組織で対応できるように、適宜ケース協議の場を設定し、相談しやすい環境づくりに努める。 ・虐待や消費者被害のほか、様々な理由で権利侵害を受けている高齢者、または、権利侵害を受けている疑いのある高齢者に対し、専門的かつ多角的に支援できるよう、法律支援事業の活用や成年後見センターもだま、居住支援法人などの他機関との連携を図り、早期に権利の回復に向け支援を行う。また、研修の機会を活用して職員の研鑽に努める。 ・ケアマネジャーが高齢者虐待に対して正しく理解し、対応できるよう研修の機会を持つ。 ・民生委員児童委員協議会との研修交流会や出前講座にて消費者被害など高齢者の人権を守る為の情報発信を行う。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・圏域ケアマネジャー交流会にて、本人、家族支援だけでなく、支援者の疲弊につながらないようチーム支援について、他機関との勉強会や事例検討会を開催する。スキルアップを行うだけでなく、圏域のケアマネジャーのネットワーク構築が出来る機会を作る。 ・急変時に支援者が本人の意思に沿った支援ができるよう、未来ノート等を活用できる機会を作る。 ・「適切なケアマネジメント手法」を活用し、新人ケアマネジャーには、視点の抜け漏れをなくし、本人の希望でのケアプランではなく、掘り下げた視点を持つよう意識し、その人にあった支援内容を検討する。支援困難事例には、基本ケアに加え、それぞれの疾患や、家族、インフォーマル、地域活動にも検討を深め、ケアプランを作成し、課題解決に取り組めるようにする。その人の持っている生きる力や、強みを活かし、予後の予測を検討する事も意識していく。 ・BCP(事業継続計画)を、センター内で共有する。 ・圏域内の主任ケアマネジャーと課題整理の方法や、地域課題についての協議の場を持つ。
(4) 認知症総合支援事業	・志津学区にて認知症サポーター養成講座と地域安心声かけ訓練(上尾町)の実施協力を行う。 ・認知症高齢者等見守りネットワーク事業、認知症高齢者等個人賠償責任保険、認知症ヘルプカードや矢倉学区ミニあんしんカードの啓発や利用における支援を行う。 ・帰れなくなった人に地域が気づき、早く対応できるよう、地域に認知症の正しい知識の啓発、介護事業所へ認知症高齢者等見守りネットワーク事業の啓発を行っていく。 ・認知症になっても高齢者が安心して暮らし続けられるよう、地域安心声かけ訓練を民生委員児童委員の交流会や地域サロンで発信、啓発を行い少人数でも認知症の人へ声掛けの実践できるように努める。 ・認知症の正しい知識と理解ができ、認知症の人やその家族の見守り活動が多世代に広がるよう、認知症キャラバンメイトと連携協力し啓発を行う。 ・認知症初期集中支援チームと連携しながら適切な支援につなげる。 ・認知症の人もその家族も安心して暮らせるようチームオレンジの構築、本人ミーティングの啓発を行っていく。 ・若年認知症の相談が必要な支援に繋がるよう支援していく。
(5) 地域ケア会議推進事業	・圏域ケアマネジャーと、高穂学区の地域資源情報等の共有の機会を設ける。 ・地域ケア個別会議からの課題の積み重ねのとりまとめ方法を検討し、センター内での共有、圏域ケアマネジャーとの協議の機会を作る。 ・草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録をされた方に対して、地域ケア個別会議を開催し、医療、介護専門職、地域の協力者と共に、行方不明予防対策、見守り、地域課題についての協議を行う。認知症があっても、尊厳を保ち、地域で安心して暮らし続けることが出来るよう、認知症に対しての正しい知識の啓発、自分事として考えるきっかけ、偏見をなくす、家族が悩みを抱え込まないよう対応の協議を行っていく。(地図を活用し普段の生活範囲、外出ルートの確認等、持ち物の写真を残す、個々の事例に合った協議を行う) ・新採用職員に、会議開催に向けての司会、板書、ファシリテーターの役割についての学びの機会として、センター内の協議時に全ての役割を経験出来るようにしていく。 ・学区の医療福祉を考える会議において、気づきから活動につながったことへの支援協力を行う。 《志津学区》地域安心声かけ訓練(認知症徘徊対応の声かけ訓練)への実施協力:専門職の参加調整協力(上尾町) 《志津南学区》高齢者の居場所情報の見える化としてマップ作成を行い、配布、啓発を行う。 《矢倉学区》地域活動の現状を知り、センターとしては医療職、介護、福祉関係者に地域情報を発信していく。(近江草津徳洲会病院と地域情報を共有する)
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・自立支援と課題整理ができるようケアマネジメント支援を継続していく。 ・短期集中予防事業を通してフレイル予防ができるよう支援を行う。 ・地域資源の把握に務め、地域やケアマネジャーへ啓発を行い介護予防の意識を高め、地域活動への参加ができるようにする。 ・防災意識を高め、いざという時のために地域やケアマネジャーと個別避難計画書について学ぶ機会を作る。 ・難病支援について、制度やサービス利用が滞りなく繋がってよう支援していく。

令和 6 年度 草津市草津地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会医療法人誠光会】

基本方針	1. 草津中学校区の高齢者がいきいきと自分らしい自立した生活を継続することができるよう支援を行います。 2. 地域共生社会を見据え、草津中学校区の高齢者が安心して暮らせるように、地域包括ケアの実現に向け支援を行います。 3. 三職種のチームアプローチにより、個人や地域の課題解決や活動の推進に努めます。
今年度の目標	(1) 地域の関係者や関係機関等と課題を共通認識し連携を深めネットワークを構築する (2) 権利侵害を未然に防ぐための相談支援体制の強化 (3) 自立支援・重度化防止に向けたケアマネジメント支援の充実 (4) 認知症の人とその家族を支える地域の見守りネットワークづくり (5) 個別事例を通じた地域課題の抽出と課題解決の取り組みの推進 (6) 介護予防業務の簡素化とフレイル予防の啓発
重点的な取組事項	① 高齢者の多様な支援ニーズに対応するため、保健・医療・福祉・行政・地域のみならず様々な分野の関係者とのネットワークの構築に努めます。 ② 権利擁護が必要な複合的な課題を抱える高齢者の支援について三職種で検討を行い、多職種の支援チームの一員として有機的な連携を図り、切れ目のない支援を行います。 ③ 地域のケアマネジャーと研修や事例検討を行い、複合的な課題への地域全体の対応力の向上を目指します。 ④ 認知症になっても地域で住み続けることができるよう、地域の集まりや地域ケア個別会議を活用し、認知症に関する正しい理解への普及啓発を行います。 ⑤ 地域ケア個別会議やケースワーク実践から地域課題を抽出し、地域の関係者と課題解決に向けた取り組みを検討し進めていきます。 ⑥ 介護予防業務の事務負担軽減のためのICTの活用、ペーパーレスの取り組みを推進し、業務の効率化を図り、フレイル予防の啓発活動を行います。

業務名	具体的な取組内容
(1) 総合相談支援業務	【総合相談支援の実施】 ・朝ミーティング、夕方のミーティング、圏域ミーティングを開催し、情報の共有、課題の整理、対応方法について三職種で協議し、検討を行う。 ・圏域ミーティングでは、課題が多いケースや支援困難ケースなど、検討ケースの対象を絞り、三職種で課題の整理や支援方針を検討していく。 ・高齢者本人のみならず、複雑化・複合化したニーズを抱える世帯については、他の相談支援機関と連携を図り、世帯全体で適切な支援に繋いでいく。また支援チーム全体で、情報の共有や支援方針を検討する機会をもてるようにしていく。 ・今後相談ケースがさらに増えていくことが予測されるため、緊急性の判断を行い、優先度の高いケースから支援をしていく。 ・介護保険サービスが必要でない高齢者に対しては、フレイル予防の啓発を行う。 ・業務の効率化を考え、受付シートや退院時情報提供書、訪問看護情報提供書、住宅改修の資料などの情報をペーパーレス化し、データ共有していく。 【ネットワークの構築】 ・民生委員との交流会を開催し、民生委員と支援者のお互いが抱える課題の共有を行い、よりよい支援に繋げていく。 【実態把握】 ・高齢者だけではなく、世帯の中で支援が必要な家族がいないかどうか把握し、支援が必要な家族がいる場合は他機関に繋ぎ、チームで支援していく。 ・民生委員やケアマネジャーとの連携を図り、身寄りがいない高齢者や独居の認知症高齢者など早期介入が必要なケースを把握していく。 ・相談者に対し、センターの利用者満足度調査を実施し、職員の相談対応について客観的な評価を受け、より丁寧で分かりやすい支援に繋げていく。

業務名	具体的な取組内容
(2) 権利擁護業務	【高齢者虐待の防止と相談支援】 ・高齢者虐待を疑う相談があった場合は、センター内の三職種で協議し、通報・相談の対応をとり、それぞれの専門性に応じた役割分担を行う。また市との役割分担を明確にし、対応できるようにしていく。 ・支援については、センター内の三職種で事例検討を行い、課題の整理、支援方針の検討・共有を行う。 【成年後見制度等の利用促進】 ・権利擁護の必要なケースについて、成年後見制度の利用だけではなく、広く高齢者の権利を守るための支援について、権利擁護ケース会議を開催し、検討を行う。 ・権利擁護ケース会議を地域ケア個別会議として開催し、関係機関とのネットワークづくりを行う。 【困難事例への対応】 ・権利擁護ケース会議や法律支援事業、法テラスなどを活用し、課題解決に向けて支援を行う。 ・またセンター内の三職種で定期的に事例検討を行い、課題の整理や支援方法を検討し、必要時、二人体制で支援を行う。 ・他機関と連携していく中で支援が困難な場合は多機関協働事業を活用していく。高齢者の支援と家族の支援で担当課が異なる場合、情報共有の方法や支援方針の確認を都度行っていく。 ・身寄りのない高齢者の支援について課題があれば、市や他機関と情報共有、連携して支援を行う。 【消費者被害の防止】 ・消費者被害の疑いがあるケースについては、早期に消費生活センターへの相談を支援する。 ・消費者被害の防止のため情報収集を行い、高齢者への周知を行う。また、サービス事業所への提供票発送時に情報提供を行っていく。
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	【包括的・継続的なケア体制の構築】 ・関係機関との連携体制の構築、ケアマネジャーの資質向上や関係機関の連携を支援するため、主任ケアマネ連絡会等の各会議へ出席する。 ・把握したインフォーマルサービスをケアマネジャーへ情報提供し、自立支援に向けたケアプランに反映させてもらう。 【地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築】 ・ケアマネジャー交流勉強会を開催（年4回予定：うち事例検討2回、研修1回、民生委員との交流会1回）し、地域課題を共有する。 ・ケアマネジャーと民生委員がお互いの役割を知り高齢者を支えていくためにも、ケアマネジャー交流勉強会の事例検討に民生委員にも参加いただけるように調整する。 ・ケアマネジャーと民生委員の交流会のアンケート結果をケアマネジャーにもフィードバックする。 ・ケアマネジャーと民生委員の連携のために、民児協便り等の情報提供を行う。 【ケアマネジャーに対する日常的個別指導・相談】 ・ケアマネジャーからの相談に対応する。 ・ケアマネジャーからの相談内容の傾向について把握する。 【支援困難事例等への助言等】 ・ケアマネジャーからの相談事例について、センター内で三職種での事例検討の機会を積極的に持ち、助言を行う。 ・ケアマネジャーと地域の人が連携していけるよう、必要なケースについて、地域ケア個別会議の開催を行う。 ・ケアマネジャーへの助言について、センター内で研修スキルアップを行う。

業務名	具体的な取組内容
(4) 認知症総合支援事業	【地域への普及・啓発】 ・認知症サポーター養成講座を実施する。 ・認知症サポーター養成講座の啓発を薬局へ行う。 【関係者との連携】 ・認知症地域支援推進員会議に参加する。(年3回:5/17. 8/9. 3/7) ・認知症キャラバン・メイト連絡会に参加する。(年6回:5/14. 7/9. 9/10. 11/12. 1/21. 3/11) ・認知症初期集中支援チーム員会議に必要時依頼する。 ・認知症により地域ぐるみでのケアシステムが必要な場合は、地域ケア個別会議の開催を行う。 ・市が進めるチームオレンジや本人ミーティングへの協力を行う。 【地域見守りネットワークの構築】 ・認知症高齢者等見守りネットワークの啓発を薬局へ行う。 【認知症の高齢者とその家族への支援】 ・総合相談より認知症とその家族への課題を三職種で明確化し対応を行う。 ・家族に、認知症高齢者等探索システム・認知症高齢者等個人賠償責任保険の啓発を行う。 ・認知症の高齢者とその支援者へ成年後見制度の説明を行う。 ・高齢者虐待の要因の1つに認知症による症状に対応できない、介護疲れ、経済的な不安があることを理解し、早期対応を心掛ける。
(5) 地域ケア会議推進事業	【地域ケア個別会議】 ・高齢者を取り巻く関係者と支援を検討、共有する必要がある場合、地域ケア個別会議を開催し、ネットワークづくりを行う。 ・地域ケア個別会議で検討した事例から地域課題を学区ごとに抽出する。 【地域ケア推進会議】 ・地域ケア個別会議から抽出した地域課題や個別のケースから抽出した地域課題をセンター内で一覧表で分類して整理し、解決策の検討につなげる。 ・圏域内のケアマネジャー、民生委員と検討した地域課題の解決に向けた取り組みを進めていく。 ・民生委員不在の地域の見守り体制づくりや、民生委員、ケアマネジャー、地域包括とのよりよい連携に向けた取り組みを進めていく。 ・渋川学区の医療福祉を考える会議、草津学区健幸を語り合うプロジェクトに出席、大路区は開催に向けて、生活支援コーディネーターと協働し、高齢者の住みやすい地域づくりに協力を行う。
(6) 介護予防支援業務 介護予防ケアマネジメント業務	【ケアマネジメントによる自立支援】 ・自立支援カンファレンスでの助言を、センター内で共有し、ケアプランにも反映させていく。またフレイル予防を意識したプラン作成を行う。 ・センター内で直営担当のケアプランチェックを行い、自立支援に向けたケアプランを作成していく。 ・市や社会福祉協議会と連携を取り、情報を整理・更新していきながら、利用者だけでなくケアマネジャーに対しても、積極的にインフォーマルサービスの情報提供を行っていく。 ・新規利用者の依頼が多く、受け入れられるように日々の業務改善に取り組む。同時に行政と現状について情報交換する機会をもち改善策を検討する。 ・BCP(業務継続計画)の一環として災害時連絡先名簿を3カ月に1回更新する。

令和 6 年度 草津市老上地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人よつば会】

基本方針	地域の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活が継続できるよう、早期に要介護高齢者を把握し、医療・介護・福祉・保健・地域団体や住民と顔の見える関係づくりを進め、社会資源の活用とネットワークを構築を行います。
今年度の目標	①複合化・複雑化した課題を持つケースが増えているため、世帯支援を含め早期発見・早期対応・支援することができるよう、地域活動団体や住民、医療機関、介護支援事業所、行政など各機関と顔の見える関係・ネットワーク構築を行っていきます。 ②地域の高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活の継続ができるよう、住民一人一人が介護予防を意識し、また認知症を正しく理解できるよう啓発活動を行っていきます。
重点的な取組事項	①地域包括支援センターが高齢者の身近な相談窓口として多くの住民に知られるよう、医療機関や薬局・店舗などに出向き、周知活動を行っていきます。 ②民生委員児童委員と交流会や訪問活動を通じ顔の見える関係づくりを行い、地域の高齢者の実態を把握し支援を行っていきます。 ③様々な相談に対し三職種が情報を共有・協議を行い、困難ケースは地域ケア個別会議やケース会議を開催し、他機関と連携しながら個人や地域の課題解決の推進に努めます。 ④多世代の地域住民に向けて認知症に関する正しい理解を深め、行政と連携しながら認知症高齢者やその家族の支援を行います。 ⑤地域サロン等にて、地域住民に対し運動・栄養・口腔ケアなどフレイル・オーラルフレイル予防を推進し健康への意識づけを行っていきます。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・新しくできた病院や薬局など地域資源を確認するとともに、地域包括支援センターの周知を図り、随時資源マップを更新していく。 ・引き続き朝ミーティング・圏域ミーティングにて個別ケースの共有・協議を行い課題を整理し総合的に判断した上で支援の方向性を定め、複合的・重層的な課題を抱えているケースにおいては、地域ケア個別会議を積極的に行い課題を整理・支援の方向性の検討など他機関との連携の強化を図っていく。 ・民生委員との交流会・訪問活動を行い地域の見守り体制の強化を図っていく。 ・老上学区民生委員児童委員協議会と面談、訪問を行い顔の見える関係性の構築を行う。 ・引き続き地区担当と共に、地域の商業施設、地域サロンにて地域包括支援センターの周知・啓発活動を行う。
(2)権利擁護業務	・虐待疑いの相談があれば、三職種協議を行い、情報整理の上で市への相談・通報をすることで、速やかに組織的な対応と役割分担が行えるようにする。 ・権利擁護に関わる中で法律相談を活用し、ケース内で起こりえるリスクの把握や法的根拠を持った支援が行えるようにする。 ・困難事例、権利擁護については朝ミーティング・圏域ミーティング、必要に合わせて事例検討を行い、三職種で共有し、見立てや方針がたてられるようにする。 ・権利擁護ケース会議を活用し、他機関と連携・協議をしながら本人の権利を守れる方法を検討できるようにする。 ・権利擁護等の研修を受け、介入方法や終結に向けた支援策を学ぶ事で、本人や養護者に適切に介入できるようにする。 ・権利擁護が必要な方を早期に見極めるために、他機関への周知や連携の強化を図り、情報収集ができるような体制をつくる。 ・高齢者の消費者被害を予防していくために継続して地域やケアマネに向けた消費者被害の啓発や窓口の周知をしていく。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・圏域ケアマネジャーのネットワーク構築・スキルアップのため、主任介護支援専門員と協働しながら交流会・勉強会・研修会を開催する。また、地域課題についても検討する機会を設け、地域の連携協力体制を構築できるようにしていく。 ・ケアマネジャーが支援の困難さを感じるケースや重層的課題を抱える本人・家族に対し、地域ケア個別会議等を開催し、人とからしのサポートセンター等関係機関と連携しながら個人・世帯での課題を整理し支援する。
(4) 認知症総合支援事業	・支援困難ケースは、初期集中支援チーム員会議に相談し、アプローチ方法等を考慮し対応していく。 ・認知症の正しい理解を進めるため、どの世代に対しても認知症サポーター養成講座を行い啓発していく。 ・地域の認知症カフェ等に出向き、認知症高齢者やその家族が抱える問題解決のためにチームオレンジの設置に向けた取り組みの支援や本人ミーティング開催に向けて市に協力していく。
(5) 地域ケア会議推進事業	・高齢者を支援していく体制づくりのため、地域ケア個別会議を開催し、個別の課題解決と学区の地域課題を抽出し、生活支援コーディネーターや行政各関係者と「学区の医療福祉を考える会議」等にて地域課題を共有・整理し、地域づくりや資源開発に繋がられるようにしていく。 ・個別課題から抽出した地域課題である「高齢者の意思決定」支援のため、圏域ケアマネジャーと一緒に地域ケア推進会議を実施し検討していく。 ・認知症見守りネットワーク登録者に於いて、地域ケア個別会議を実施し見守り体制を構築する。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・自立支援・重度化予防のケアマネジメントに於いて、受診同行等で直接主治医の意見を聞き、地域のインフォーマルサービスにも繋がられるようにしていく。 ・地域のインフォーマルサービス(地域サロンやカフェ、地域活動)を地域住民やケアマネジャーへ情報提供し介護予防に繋げていく。 ・生活習慣病やフレイル・オーラルフレイルの予防等の啓発を行い、運動、栄養、口腔ケア等の保健活動を通じて健康に対する意識づけを行っていく。

令和 6 年度 草津市玉川地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人あさひ】

基本方針	玉川中学校区に暮らす高齢者について、早期に要援護高齢者を把握するとともに、一人ひとりの状況に合ったサービスや地域の活動につなげる支援を行うことにより、高齢者自身の意志を尊重したその人らしい生活を維持できるように支援します。また、医療・介護・福祉の専門職、さらには地域活動団体や住民との顔の見える関係づくりを進め、社会資源の活用とネットワーク構築により、玉川中学校区の高齢者が身近な地域の中で、安心して暮らし続けることができるように支援します。
今年度の目標	コロナ禍を経験したことで、交流や運動の機会が減ってしまった高齢者やその家族からのSOSを早期にキャッチし、地域や専門職と連携しながら支援につなげられるよう取り組みます。
重点的な取組事項	コロナ禍を経験して、より人と距離をとる高齢者が増えていて、交流や活動量が減ることで、フレイルや認知機能低下となる高齢者が増えています。そして、フレイルが認知症発症リスクを高める要因でもあります。認知症は、誰もがなる可能性があると言われるほど、身近な病気でもあるものの、まだまだ正しい認知症の理解が地域住民に広がっていないと感じられます。多くの高齢者にとって身近な「フレイル」と「認知症」についての啓発により力を入れる必要を感じます。 現在、民生委員と合同での高齢者訪問では単に啓発用プリントを配ることではなく、顔の見える距離で、高齢者本人と会話することを大切にしています。次年度は、できるだけ多くの人にフレイル予防の大切さについて知ってもらえるよう、民生委員と合同での高齢者訪問にて伝えていく予定です。 また、認知症に関する啓発については、今までの取り組みに加え、認知症の正しい理解が地域に広がるように、できるだけ多くの人に認知症高齢者や介護者と実際に関わってもらったり、地域ケア個別会議や個別支援に参加してもらって理解を深めてもらうよう取り組んでいく予定です。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・サロンやいきいき百歳体操グループなど高齢者の集まる場に出向き、地域包括の啓発や出前講座を実施する。 ・相談を受け、困りごとなどを確認しながら介護保険申請や適切なサービス・相談機関、地域の支援へつなげられるようにする。 また、訪問で得ることができた必要な情報については地域包括支援センター内で情報共有を図る。 ・南笠東学区民児協、玉川学区民児協と連携強化するために、交流会を年1～2回は開催し、高齢者の見守りネットワーク構築に向け「高齢者の見守り」をテーマに話し合いをする。 ・南笠東学区のバースディ訪問や玉川学区の高齢者訪問に同行訪問することで、支援が必要と思われる高齢者の実態を把握し、早期相談につながるように顔の見える関係づくりを実施していく。フレイルや認知症予防の為、自主的な取り組みや地域の活動への参加、総合事業、介護保険サービス等の利用についても伝えていく。 ・支援につながりにくいケースやつなぎ先がなかなか調整できないケースは、人づくりのサポートセンターに相談し連携を図りながら対応する。
(2)権利擁護業務	・地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の利用を検討する際には、権利擁護ケース会議を開催し、行政や各関係機関と連携を図りながら支援方法を検討する。 ・法的なことで分からないことや判断できない時には、地域包括支援センター法律支援事業の電話相談と出張相談を積極的に活用する。 ・高齢者の権利擁護や高齢者虐待についての研修に積極的に参加する。 ・高齢者虐待について、行政や関係機関と連携しながら、終結に向けた虐待の対応や支援を行う。 ・高齢者の消費者被害を防ぐために民生委員児童委員やケアマネジャーへの情報提供をする。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャーの資質の向上や関係機関との連携を支援するため、主任介護支援専門員連絡会に参加する。 ・ケアマネジャーのニーズや課題を把握し、ケアマネジャー相互の情報交換等やケアマネジャーのネットワーク構築や支援困難事例についてのケアマネジメント支援のため、玉川圏域ケアマネジメント支援会議（一部）を年4回開催する。 ・ケアマネジメントに関わる実践的な知識を学ぶことを目的に、玉川圏域ケアマネジメント支援会議（二部）を年4回開催する。（年間計画：6月12日『介護保険制度改定とケアマネジメントへの影響』、9月11日『身寄りのない高齢者が死去した時に起こる問題点とその対策』、12月13日『対人援助職に求められるもの』、3月13日『精神疾患を抱える人に対する理解を深めるための視点や方法』）
(4) 認知症総合支援事業	・認知症地域支援推進員会議に参加し、認知症の人への支援に関する取り組みや課題について市や他圏域と共有する。 ・草津市認知症高齢者等見守りネットワーク事前登録後の説明の際に地域ケア個別会議を行い早期発見ができるような体制が作れるよう連携を図っていく。 ・草津市認知症高齢者見守りネットワーク加盟事業所に登録のない民間企業や事業所に協力周知の依頼や認知症サポーター養成講座の案内をしていく。 ・認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する正しい知識を深めていく。 ・認知症高齢者やその家族、ケアマネジャーからの相談に適切に対応し、必要に応じて認知症初期集中支援チームの活用を行う。 ・認知症の人やその家族のニーズに応じて具体的な支援につなげる仕組みを地域ごとに構築するため、草津市版チームオレンジの設置に向けた取組を支援する。 ・認知症の高齢者本人がつながり、話し合う「本人ミーティング」の開催に向けて、市と連携を図る。
(5) 地域ケア会議推進事業	・地域ケア個別会議を積極的に開催し、生活支援コーディネーターや専門職、民生委員などとネットワークを構築しながら、一人ひとりの高齢者に合った支援が行えるように取り組む。また個別課題を通じて、より良い地域につながるような課題を発見し、地域課題を積み上げていく。 ・個別の支援事例に対して多角的な視点からニーズを明らかにし、実践力を高めていけるように、玉川圏域のケアマネジャーを対象にした玉川圏域ケアマネジメント支援会議（一部）を年4回開催する。 ・高齢者の心身機能および生活機能の維持・改善に向けて玉川圏域自立支援サポート会議を年4回（7月17日、9月18日、11月20日、1月22日）開催し、個別課題の把握を通じて地域課題を蓄積する。 ・地域課題の共有および実現可能な解決法の検討を進めるため、学区の医療福祉を考える会議や地域ケア推進会議を開催し、地域づくり・資源開発につなげる。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・要支援者等が、その心身の状況や置かれている環境などに応じて、介護予防サービスや介護予防・日常生活支援を包括的かつ効果的に提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを作成し必要な支援を行っていく。 ・自立支援を目指したケアマネジメントを行うためには地域資源等の活用が必要であるため、今年度も圏域のケアマネジャーと地域の社会資源の見学などを継続していく。 ・フレイル予防の必要性を伝えたり、フレイル高齢者を早期にみつめるためにも、まちづくりセンターの職員、民生委員、地域の代表者等に啓発を行う。 ・地域の交流の場に訪問し、フレイル予防の体操などのチラシを配布するなど介護予防につながる情報提供を行っていく。 ・玉川包括主催の自立支援サポート会議を4回開催し事例を通して介護予防ケアマネジメントの充実を図り、介護予防ケアマネジメントにおける地域課題の抽出を行っていく。

令和 6 年度 草津市松原地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人みのり】

基本方針	高齢者の暮らしの場における課題を整理し、どのようなサポートやしくみが必要かを地域と共に考え支援します。
今年度の目標	①「地域に密着した総合相談窓口」として多世代に向けて周知活動・情報発信をおこないます。 ②地域に起こっている介護の課題をキャッチし改善に向けて考えます。 ③認知症があっても安心して暮らし続けられる地域づくりを支援します。 ④一人暮らしや身寄りのない高齢者が少し先の未来を考えることができるきっかけをつくっていきます。
重点的な取組事項	①地区担当保健師と協働し、金融機関や店舗、まちづくりセンターが開催するイベントに出向き相談の場をもつ。 ②地域のケアマネジャーと山田・笠縫学区の民生児童委員との交流会や勉強会を開催し、問題の共有、解決方法の検討をおこなう。 ③認知症サポーター養成講座やおでかけふれあい模擬訓練の呼びかけをおこない、認知症に関する正しい知識の普及や地域見守りネットワークの構築をおこなう。 また、本人の声に耳を傾けた支援を意識しておこなっていく。 ④未来ノートの活用方法を検討し、一人暮らしや身寄りのない高齢者に対する情報提供をおこなっていく。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・山田・笠縫学区の民生児童委員交流会を年に1～2回開催し、顔の見える関係づくりや意見交換を行い連携の強化をはかる。 ・民生委員不在の地域においては、老人福祉委員等と連携の機会をもつ。 ・三職種の専門性を生かして専門性・継続性・緊急性の判断を行うために、朝ミーティングにて積極的な発言を心掛け活発に意見交換を行っていく。 ・複雑化・複合化したケースの早期発見を行い、長寿いきがい課や人とくらしのサポートセンターと連携をはかる。関係機関の役割を知り、具体的な支援方法を一緒に検討する。 ・複雑化・複合化したケースに関連するさまざまな課題についての研修に参加し知識をアップデートする。
(2)権利擁護業務	・人権尊重と人権擁護の意識を高く持って支援にあたれるよう研修会へ参加し、人権尊重意識を定着させる。 ・年1回虐待研修を開催し、虐待を未然に防止するためにケアマネジャーや介護サービス事業所と連携をはかり早期対応・相談支援を行う体制をつくる。 ・未来ノート等を活用し、一人暮らし・身寄りのない高齢者が少し先の未来を考えることができるきっかけをつくっていく。 ・権利擁護のケース会議を開催し、成年後見制度か地域福祉権利擁護事業利用の検討のみならず、その人らしい生活の実現に向けて支援者で検討する機会を持つ。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・高齢者の困りごとの背景にある家族が抱える多様な問題や地域が抱える課題に気づく視点をもち相談支援に繋げていく。 ・災害に備えたケアマネジメントが実施できるよう、防災意識を持ち、備えられるよう防災研修をおこなっていく。 ・地域のケアマネジャーが支援に難しさを感じているケースについては、同行訪問や包括内の三職種で方向性を検討したうえで、長寿いきがい課との連携を図るとともに、地域ケア個別会議やケース検討会議等、地域の支援者や多職種が協議をおこなえる場を調整し支援の検討をおこなっていく。また、専門機関や専門家へ助言やアドバイスを求めるなどケアマネジャーとのつなぎ支援をおこなう。 ・主任介護支援専門員連絡会への参加や居宅介護支援事業所が実施する勉強会への協力をおこない、ケアマネジャーが気軽に意見交換をおこなえる場を設けていく。
(4) 認知症総合支援事業	・長寿いきがい課をはじめ認知症キャラバンメイトなどの関係機関と連携をはかりながら、働く世代への認知症サポーター養成講座の周知、開催に繋げていく。 ・若年層(学童期)への認知症の正しい理解の普及・啓発のため、小学校、中学校、児童クラブなどへ講座開催の促しを継続する。 ・認知症初期集中支援チームと積極的に連携を図り、認知症高齢者への早期対応や家族支援を図っていく。 ・認知症カフェや家族会の情報提供をおこない高齢者とその家族の声に耳を傾けともに考えることを意識していく。 ・笠縫学区において「おでかけふれあい模擬訓練」を地域が主体となって開催できるよう担い手支援をおこなう。 ・認知症関連の研修会に積極的に参加し、認知症に対する学びを深め、チームオレンジや本人ミーティングなど新しい取り組みについての支援のつなぎにも意識していく。
(5) 地域ケア会議推進事業	・山田学区医療福祉を考える会議を通して、地域助け合い応援駐車場のリスト作成や運用に向けて、地域で継続して実施できるしくみづくりの検討をおこなう。 ・笠縫学区医療福祉を考える会議を通して、地域での支えあい・見守りのしくみづくりとして「居場所」や「担い手」を今ある取り組みとコラボし形作っていく。 ・昨年度「自助・互助・共助・公助」の視点で支援の検討をおこなった課題について市の地域づくり検討会議に諮っていく。
(6) 介護予防支援業務 ・ 介護予防ケアマネジメント業務	・具体的な日常生活上の目標を明確にし、介護保険サービスにとらわれず地域資源の活用など、自主的な取り組みが行えるよう支援する。 ・委託にあたっては「自立支援」を念頭に法令に基づいた支援であるかを確認し、担当ケアマネジャーとプランの共有を図る。 ・地域サロンの代表者や民生委員児童委員と連携し、フレイルリスクの高い方を把握し、短期集中予防サービス等への参加の助言や促しをおこなう。 ・郵便局やJA、店舗、地域のイベント等へ地区担当保健師と出向き、健康やフレイル予防についての啓発をおこなう。

令和 6 年度 草津市新堂地域包括支援センター事業計画書

【法人名：社会福祉法人寿会】

基本方針	・高齢者が地域の中でいきいきと自分らしい生活を継続することができるように支援します。 ・地域におけるネットワークを活用し、高齢者とその家族が安心して暮らせるよう支援します。 ・専門職が相互に連携、協働しながら、チームアプローチにより支援を行います。
今年度の目標	・フレイル予防の啓発を拡大し、自立支援と重度化防止に努めます。 ・多世代の方々から高齢者の総合相談窓口として地域に周知されるよう普及活動と情報発信を行います。 ・高齢者が地域で安心して暮し続けられるよう、ネットワークづくりを構築します。 ・地域ケア個別会議・地域推進会議を開催し地域課題の抽出・整理を行います。
重点的な取組事項	・地域サロン・まちづくりセンター・その他高齢者が集まる場所へ出向き、フレイル予防啓発を広げ、住民主体でフレイル予防活動が開催できるよう支援する。 ・新しくできた店舗や企業等社会資源を確認し、地域包括支援センターのパンフレットやPRカードを配布し広報活動を行う。 ・見守りネットワークを地域の子どもたちにも広げていくために高齢者疑似体験、認知症サポーター養成講座を各学区ののびっこで開催する。 ・認知症サポーター養成講座ができるよう声かけを行い、認知症に関する正しい知識の普及や地域見守りネットワークの構築を行う。 ・ケアマネジャーと事例検討会や研修を積極的に行い、地域課題を共有し虐待対応について理解を深めてもらう。

業務名	具体的な取組内容
(1)総合相談支援業務	・包括PRカードを利用して店舗や企業等へ多世代へ周知活動を行っていく。 ・見守りネットワークを地域の子どもたちに広げていく為に常盤・笠縫東・KRM児童育成クラブの3箇所が高齢者疑似体験と認知症サポーター養成講座を行う。 ・民生委員・児童委員との交流会を各学区年間2回は勉強会を行い、認知症の正しい理解をしてもらうために認知症サポーター養成講座を行う。 ・積極的に地域サロンや高齢者の集まる場に出向いて実態把握を行うと共に、フレイル予防の啓発活動を行う。 ・朝ミーティングで情報共有し、三職種で継続性・緊急性の判断、課題の把握を行い、複合化・複雑化する課題があるケースは人とくらしのサポートセンターと連携していく。 ・見守りリストを活用しながら、リストに上がっている人の定期的な実態把握を行い、支援の方向性を検討していき早期介入を目指す。
(2)権利擁護業務	・地域サロンや高齢者の集まる場所等で権利擁護事業の勉強会を行い、消費者被害に関するチラシを配布し啓発を行う。 ・権利擁護支援が必要な方にはケース会議を開催し、成年後見制度申立等、必要な支援を関係機関と連携し行う。 ・老人福祉法に基づく措置や虐待対応を要する場合は、関係機関と連携しながら迅速に必要な支援を行う。 ・法的な専門知識や判断を要する場合は、積極的に法律支援事業や法テラスを活用し、適切に支援を行う。 ・朝ミーティングで虐待対応には協議をより密に行い、長寿いきがい課と連携し通報遅れがないように努める。 ・居宅の運営基準において虐待防止の為に取り組みを行うことが義務化された為、ケアマネジャーへ虐待対応の理解を深めてもらうよう虐待の研修を増やす。

業務名	具体的な取組内容
(3) 包括的・継続的 ケアマネジメント支援業務	・ケアマネジャー交流研修会では、ケアマネジャーが興味・関心のあるテーマや即実践に活かせるテーマを検討することで、圏域ケアマネジャーのスキルアップや関係機関との連携強化を目指す。 ・ケアマネジャー交流研修会については、『びわこ薬剤師会』への案内も行い、ケアマネジャーと薬剤師との関係づくりを行う。 ・圏域のケアマネジャーが相談しやすい環境づくりに努める。 ・ケアマネジャーが、インフォーマル資源を活用しやすくなるよう、地域ケア個別会議を開催しネットワーク構築ができるようサポートする。
(4) 認知症総合支援事業	・学童期から高齢者への理解を深めることができるよう、高齢者疑似体験や認知症サポーター養成講座の開催を目指しのびっこ常盤、のびっこ笠縫東、KRM児童育成クラブへの働きかけを行う。 ・圏域内の店舗や薬局等に対して認知症サポーター養成講座の開催し、認知症の理解を深めらるよう啓発を行う。 ・認知症を患う方の介護者に対し介護負担軽減を図るため、家族会や認知症カフェ等の参加など適切な支援につなげることができるような情報提供を行う。馴染みのある地域とのつながりに抵抗を示される方には、他の地域の相談先についても情報提供することができるよう、他圏域の包括職員とも情報交換を行う。 ・認知症高齢者見守りネットワーク事業の対応にあたり、可能な範囲で担当民生委員や支援者間で情報共有を行い地域・支援者での連携につなげる。
(5) 地域ケア会議推進事業	・地域ケア推進会議については、生活支援コーディネーターと連携を図りながら、地域関係者やその他関係する団体との協働により地域づくりを推進する。 ・学区の医療福祉を考える会議を開催し、高齢者が地域で安心して暮らし続けることのできる街づくりを目指す。 ・ケアマネジャーからの積極的な事例検討に繋がるよう地域ケア個別会議の意義目的を理解してもらえよう努める。
(6) 介護予防支援業務 介護予防ケアマネジメント業務	・介護予防サービス・支援計画書を作成する中で対象者の目標を共有し関係機関との連絡調整を行う。 ・地域でいきがいや役割を持ち自立した日常生活を送ることができるようインフォーマルサービスの積極的な活用を促す。 ・地域サロンの代表者に働きかけを行い包括をPRすることで、地域で生活する高齢者や地域サロンへの参加が困難となった高齢者の実態把握や必要なタイミングでの相談につなげる。 ・地域サロン等に対してセラバンドやチェアヨガ等の取り組みを続けることで、地域住民が主体として開催するフレイル予防教室の土台づくりを広げる。 ・地域サロンでフレイル予防の出前講座にあたり、行ったアンケートを分析し結果を反映していく。